

### 3 学校いじめ防止基本方針について

#### 令和6年度 二戸市立御返地小学校 学校いじめ防止基本方針の概要

##### 学校いじめ防止基本方針策定の意義

いじめに関する問題は、安全で安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが喫緊の課題となっている。

本校の学校いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域その他関係機関が相互に連携し、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

##### いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものを含む。)であって、いじめの対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 本校のいじめ防止対策に係る基本的な考え方

- (1) いじめ対応には毅然とした態度で臨む。
- (2) 加害者ではなく、被害者の立場に立って対応する。
- (3) 常に状況を把握する「ソナー」の意識を持つ。
- (4) 子どもがいじめを告白・通報できる信頼できる教員を目指す
- (5) いじめには4Sで対応する。(正確な情報把握、スピード対応、組織対応、誠意対応)

##### いじめ防止対策委員会

家庭・地域との連携

校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・養護教諭

教職員研修

##### いじめの未然防止のための教職員による指導

- (1) 児童の心の居場所となるような学校・学級づくり
- (2) 児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動
- (3) わかりやすい授業
- (4) 道徳教育及び体験活動等の特別活動の充実
- (5) 児童が自主的に行う児童会活動に対する支援

##### いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめの早期発見のために
  - ① 教職員と児童が信頼関係の構築
  - ② 児童の表情や行動の変化に素早く対応
  - ③ 休み時間、放課後における児童観察
  - ④ 教職員間での活発な情報交換
  - ⑤ 疑わしい場合の速やかな予防的介入
  - ⑥ 地域や関係機関と定期的な情報交換
- (2) いじめアンケート及び教育相談の実施
  - ① 児童を対象としたアンケート調査 年4回
  - ② 保護者を対象としたアンケート調査 年2回
  - ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回
- (3) 相談窓口の紹介

##### いじめの問題に対する早期対応

- (1) いじめに対する措置の基本的な考え方
  - ① 速やかな組織的対応
  - ② 身の安全の最優先と毅然とした態度
  - ③ 児童の人格の成長に主眼を置いた指導
  - ④ 関係機関・専門機関との連携・対応
- (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ① いじめ行為の即時中止
  - ② 速やかな「いじめ防止対策委員会」による対応
  - ③ 綿密な情報収集と事実確認
  - ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援
  - ⑤ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言
  - ⑥ 必要に応じ別室等における学習
  - ⑦ スクールカウンセラーとの連携
- (3) いじめが起きた集団への対応 (4) 警察との連携

##### 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
  - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態の報告
  - ① 重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(二戸市教育委員会)に報告する。
  - ② 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。